

付表 我が国における酒税制度等の沿革(概要)

年次	事項
明治 4 年 7 月	清酒、濁酒、醤油醸造鑑札収与並収税法規則の制定
明治 8 年 2 月	酒類税則の制定
明治 13 年 9 月	酒造税則の制定
明治 26 年 4 月	酒精営業税法の制定
明治 29 年 3 月	酒造税法の制定
明治 34 年 10 月	酒精及び酒精含有飲料税法の制定
明治 34 年 12 月	麦酒税法の制定
明治 38 年 1 月	酒造組合法の制定
昭和 13 年 4 月	酒類販売業が免許制度となる
昭和 14 年 3 月	酒類の価格が統制価格となる
昭和 15 年 3 月	酒税法の制定（造石税、庫出税の併課）
昭和 16 年 11 月	酒税等の増徴等に関する法律の制定
昭和 18 年 4 月	庫出税に級別差等課税制度を採用 酒類業団体の制定
昭和 19 年 4 月	造石税の廃止、庫出税のみとなる
昭和 22 年 3 月	酒類業団体を酒類業組合法に改正
昭和 23 年 7 月	酒類業組合法の廃止
昭和 24 年 6 月	国税庁が発足
昭和 28 年 2 月	酒税法（現行法）の制定 酒税の保全及び酒類業組合等に関する法律（酒類業組合法・現行法）の制定
昭和 35 年 10 月	統制価格の完全廃止、基準販売価格制度となる
昭和 37 年 4 月	酒税法の大幅改正（酒類の種類分類の改正、一定の価格を超える高価格酒への従価税制度の採用、申告納税制度の採用）
昭和 39 年 6 月	基準販売価格制度の廃止（自由価格となる）
昭和 42 年 6 月	登録免許税法の制定（酒類の製造、販売業免許にも登録免許税を課税）
平成 元 年 4 月	酒税法等の大幅改正（級別制度の廃止、従価税制度の廃止、酒類の種類間の税率の見直し等、酒類の表示基準制度の創設）
平成 6 年 4 月	酒税法の一部改正（ビールの製造免許に係る最低製造数量基準の引下げ等）
平成 9 年 10 月	酒税法の一部改正（WTO勧告に対応するためのしょうちゅう等蒸留酒に係る税率の見直し）
平成 10 年 5 月	
平成 12 年 12 月	酒税法の一部改正（酒類の販売業免許の取消事由に、「酒類販売業者が未成年者飲酒禁止法の規定により罰金の刑に処せられた場合」の追加）
平成 15 年 4 月	酒税法の一部改正（酒類等の検定制度の廃止等）
平成 15 年 7 月	酒類小売業者の経営の改善等に関する緊急措置法の制定（時限立法、平成18年8月に緊急調整地域の指定が失効）
平成 15 年 9 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正（免許の拒否要件の追加、酒類の表示に関する命令規定の整備、酒類販売管理者の選任規定の新設）
平成 18 年 5 月	酒税法等の一部改正（酒類の分類を4種類に簡素化、一部酒類の定義を改正）
平成 29 年 6 月	酒税法及び酒類業組合法の一部改正（「酒類の公正な取引に関する基準」の制定、酒類販売管理研修の義務化等）